

2024年9月4日  
日本郵便株式会社

ゆうパック同一あて先割引の条件緩和

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 千田 哲也）は、2024年10月1日（火）から、ゆうパックの同一あて先割引の条件を緩和します。

1 背景・目的

ゆうパックの同一あて先割引は、お客さまにゆうパックを繰り返しご利用いただけるよう、1年以内に発送したゆうパックまたは重量ゆうパックの「ご依頼主控」（同一あて先割引欄が印刷されているものに限ります。）を添えてこれと同じ種類およびあて先のゆうパックを差し出すと、1個につき60円を割り引くサービスです。

現在、割引の条件として同じ種類のゆうパックにのみ限定して割り引くことにしていますが、ゆうパックの種類にかかわらず同一あて先割引の適用をご要望されるお客さまの声を、多数いただいていた。

そのニーズにお応えするとともに、お客さまの利便性の向上に寄与し、これまで以上にゆうパックを身近なサービスとしてご利用いただけるよう、一般のゆうパック（重量ゆうパック以外のもの）と重量ゆうパックの組み合わせでも割引を適用するよう、条件を緩和します。

2 条件緩和のイメージ



以上

**【お客さまのお問い合わせ先】**  
 日本郵便株式会社  
 お客様サービス相談センター  
 <電話番号>  
 0120-23-28-86（フリーダイヤル）  
 携帯電話からご利用のお客さま  
 0570-046-666（通話料はお客さま負担です）  
 <ご案内時間>  
 全日 8:00～21:00  
 ガイダンスが流れますので、「\*」のあとに「1」を選択してください。  
 おかけ間違いのないようご注意ください。